

牛コロナウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準の牛コロナウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について、同基準の牛コロナウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.2 の規定を準用して試験を行うものとする。